

令和5年3月13日

箕輪町議会議長 小出嶋文雄 様

議会運営委員会 委員長 中村 政義

箕輪町議会委員派遣結果報告書

箕輪町議会議員の派遣等実施要領第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

研 修 名	議会運営委員会視察研修
研修の期間	令和5年1月19日～20日
研修の場所	愛知県岩倉市、日進市、刈谷市
成 果 (具体的に)	別紙のとおり
委員会名 派遣議員名	議会運営委員会 中村政義、木村英雄、萩原省三、寺平秀行、小出嶋文雄議長

○愛知県岩倉市

議員運営委員会 5人

- ・ 請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、審議においてはこれらの提案者の意見を聴く機会を設ける。
- ・ 岩倉市議会サポーターを設置し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させる。
- ・ サポーターは18歳以上の市民、岩倉市が雇用する地方公務員でない事、定員は100人以内、任期は1年。再任を妨げない。

○愛知県日進市

日進市議会議員に貸与するタブレット端末等使用規程使用範囲は議員活動必要な範囲に限る

- ・ タブレット端末等の盗難、紛失、損傷等を防止する。
- ・ 個人情報の保護の留意。
- ・ タブレット端末等の改造、交換等、動作環境の変化。

(会議中における禁止事項)

- ・ 音声または操作音を発する等会議運営上支障となる行為。
- ・ 議事内容に関係のないウェブサイト等の閲覧。
- ・ 審議及び審査情報の外部への発信。
- ・ 電子メール及びSNS、電子掲示板等ソーシャルメディアへの投稿。
- ・ 会議の録音並びに写真、動画の撮影。
- ・ その他の会議に関係のない目的外の使用。

(オンライン委員会運営要望)

- ・ 委員会開催日前日の午後1時までオンライン委員会出席届に必要事項を記入、委員長に提出。

○愛知県刈谷市

刈谷市議会の情報通信機器使用基準を定めている。基準の理由については

- ・ 議長が議員にタブレット端末を貸与。
- ・ 他人に貸与または譲渡してはならない。
- ・ 適切な認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。
- ・ 議会で使用できる情報通信機器は貸与端末機とし議論の目的外でこれを使用してはならない等がある。

議会運営委員会は会派所属議員の人数により決められ定員は11人で現在8人。

任期は1年原則全会一致。

(タブレット使用状況)

- ・ タブレット端末を議場モニターとつなぎ、一般質問の補足資料として、議場モニターに投影。
- ・ オンラインによる委員会は開催していない。
- ・ 令和4年5月タブレット端末導入、現在は紙と電子データ併用。